

# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2019年6月 VOL. 35

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ジメジメした梅雨の毎日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか？

ベトナム等東南アジアの雨はスコールのような短時間の大雨で、日本の梅雨のように降ったりやんだりのはっきりしない天気ではありません。つつい気持ちも沈みがちになり、ホームシックになる実習生もいるかもしれません。そんなときは是非、皆様の方から一言励ましの言葉をかけてやって下さい。

## 妊娠等を理由とした不利益取扱いの禁止について

機構より以下の注意喚起がなされておりますのでご連絡します。

男女雇用機会均等法には「婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」が規定されています。この規定は技能実習生にも適用されるものであり、婚姻、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをすることは認められません。また、技能実習生の私生活の自由を不当に制限することも、新外国人技能実習法により禁止されています。このため、このような取扱いを行わないようお願いします。

### 男女雇用機会均等法

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

### 外国人技能実習法

#### 第四十八条

- 2 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。

### 【一口メモ】産前産後休業

「産前産後休業（産休）」とは、母体保護の見地から認められている休業で、労働基準法で定められています。休業日数は、産前は出産予定日を含む6週間（双子以上は14週間）以内で、産後は8週間以内です。産前の休業については本人が会社に申請しますが、産後休業については本人の申し出に関係なく6週間は就業させることができます。出産から6週間経過後は本人が働くことを望み、かつ医師が支障ないと認めた場合に限り、使用者は就業させることができます。また産前産後の休業期間中とその後30日間は、労働者を解雇することはできません。

## 文化・習慣の違いによるトラブルについて

先日、当組合が監理する実習生2名が警察につかまるというトラブルが発生しました。概要は以下の通りです。

会社の帰りに2人で道を自転車で走っていて、道端にビワがなっていたので食べていたところをビワの木の所有者に見つかった。所有者は警察に連絡し、2人は自転車で逃げたが、結局、所有者と警察官につかまった。2人のうちの1人は在留カードを所持しておらず（在留カードの常時携帯義務違反は20万円以下の罰金）、もう1人が乗っていた自転車は本人のものではなかった。警察が自転車の登録情報により自転車所有者に連絡し確認したところでは、その自転車は所有者が駅前のバス停に長期間放置していたもので、盗難届も出されていなかった。最終的にビワの木の所有者も、自転車の所有者も被害届は出さないということで、穏便にすませて頂くこととなり、警察からの「厳重注意」で収まった。

実習生の母国、特に田舎では道端の果物をちょっと取って食べるのは普通。自転車も放置してあるならちょっと使うのも普通という感覚です。実習生の入国前及び入国後の講習では、実習生の母国と日本との文化・習慣の違いを厳しく教えておりますが、つつい母国でのクセが出てしまうことがあります。組合でも入国前・入国後講習で再度徹底し、巡回訪問時にもあらためて実習生に注意しますが、企業内におかれましても、道端の他人の家の果物は取って食べない、放置されているからといって他人の物は勝手に使わない、ということを注意喚起して頂きたいお願い致します。また在留カードは常時携帯するようご指導下さい。

## 新人ご紹介

6月入社 of 組合の新人をご紹介します。  
中国出身のランランさんです。  
事務局メンバーとして機構／入管申請書類作成を担当します。  
日本で長く仕事をした経験があり、日本の文化、習慣をよく理解しています。実習生管理の経験もありますので、即戦力として期待しています。  
皆様と連絡を取らせて頂くことがあると思いますが、宜しくお願い致します。



### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 070-5364-0341 (石田) 070-3667-8667 (杉戸) 090-1760-1681 (松尾)  
070-6520-6943 (チャン) 070-3243-3453 (ダット) 070-6572-8076 (セツ)